

徳島県告示第四十号

道路法（昭和二十七年法律第一百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、徳島県南部総合県民局美波庁舎において、令和元年五月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

令和元年五月十六日

徳島県知事

飯

泉

嘉

門

道路の種類 県道

19	整理番号	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の期日
和佐	阿南鷲敷日	海部郡美波町北河内五〇五番	五地先	五八・五	令和元年五月十六日